

お知らせします。

2つの給付金



厚生労働省
2つの給付金キャラクター「カクニンジャ」

問い合わせ

臨時福祉給付金コールセンター（無料）
福祉総務課 ☎(55)2840 ☎(52)2290
☎0120(007)1600

平成28年度 臨時福祉給付金

平成26年4月に実施された消費税率引き上げによる負担を緩和するため、所得の少ない人に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として支給するものです。

支給対象者／基準日（平成28年1月1日）に、富士市に住民登録があり、平成28年度分の市民税（均等割）が課税されていない人

◆次の人は対象外です。

- 市民税（均等割）が課税されている人に扶養されている人
- 生活保護を受給している人
- 支給決定がされる前に亡くなられた人 など

支給金額／1人につき 3000円

※高齢者向け給付金を受給した人も受給できます。

障害・遺族年金受給者向け給付金

賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない障害基礎年金や遺族基礎年金などの受給者を支援するために支給するものです。

支給対象者／平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金などを受給している人

支給金額／1人につき 3万円

※高齢者向け給付金を受給した人は除きます。

【どちらの給付金も】

申請期間／9月12日～平成29年2月28日

※申請期間中は、市役所4階北側に相談窓口を設置します。

申請方法／9月9日（金）に、支給の対象になると思われる人に申請書などを送付します。申請書を受け取った人は、内容を確認した上で必要事項を記入し、同封の返信用封筒で郵送するか、直接市役所4階相談窓口へ提出してください
※9月中は、窓口が大変混雑しますので、郵送による申請をご利用ください。

支給／申請書が提出されたら、市で審査を行い、支給・不支給を決定し、原則として申請者名義の口座に振り込みます

※申請が集中した場合、申請から支給まで時間がかかることがあります。

「振り込め詐欺」や「個人情報
の詐取」にご注意ください！

臨時福祉給付金や障害・遺族年金受給者向け給付金に関して、

○市や厚生労働省などがATMの操作をお願いすることは、絶対にありません。

○ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

○市や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」や「障害・遺族年金受給者向け給付金」を支給するために、手数料などの振り込みを求めすることは絶対にありません。

○申請書を提出する前に、市や厚生労働省などが市民の皆さんの世帯構成や、銀行の口座番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

自宅や職場などに市や厚生労働省（の職員）などをかたつた電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、市役所や警察署（または警察相談専用電話「#9110」）にご連絡ください。